

石川県、富山県、福井県、新潟県の皆様へ

令和6年能登半島地震による災害からの復旧・復興を促進します
中小企業特定施設等災害復旧費補助金
(なりわい再建支援事業)

倒壊した施設の建て替えをしたい
壊れた施設・設備の修繕をしたい

【補助対象者】

石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する、令和6年能登半島地震の被害を受けた中小企業・小規模事業者等

【補助対象経費】

工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等

【補助上限】

・石川県内の事業者

⇒ 15億円、一部5億円まで定額補助※

・富山県・福井県・新潟県内の事業者

⇒ 3億円、一部1億円まで定額補助※

※過去数年以内の被災かつ復興途上である等の要件を満たす場合

【補助率】

・中小企業・小規模事業者

⇒ 3 / 4 以内、一部定額補助

・中堅企業等

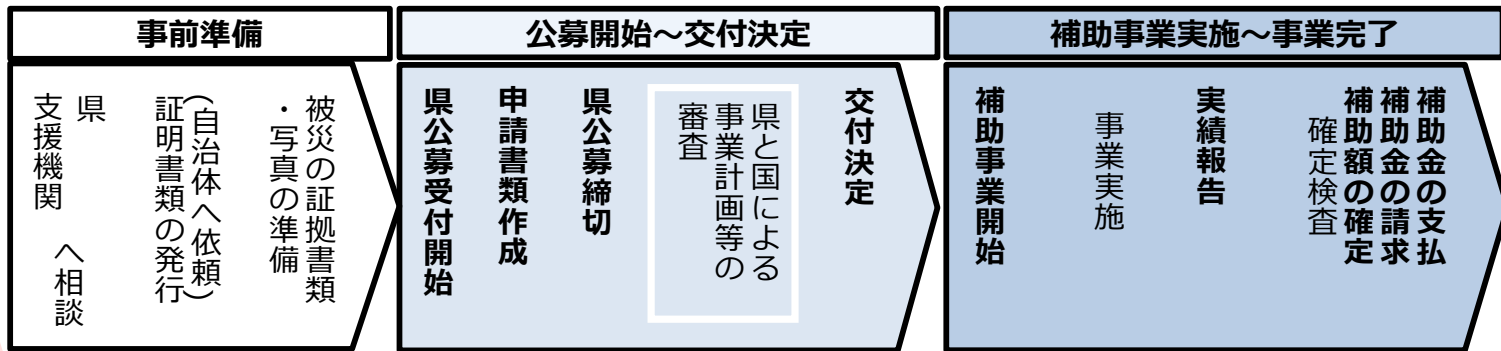
⇒ 1 / 2 以内、一部定額補助

※特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生以降で、
交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる
場合には補助金の対象となります。

※現時点版につき、詳細は申請先の
県の公募要領等をご確認ください



事前準備から事業終了までの流れ



【交付申請に必要な主な書類】

	提出書類	備考
1	補助金交付申請書、補助事業計画書	
2	県税の未納がないことの証明書	各県税事務所の窓口で取得してください
3	財務諸表(直近1年分)	貸借対照表及び損益計算書 確定申告書の写し収支計算書等
4	見積書一覧表	(施設・設備それぞれ別に作成)
5	施設・設備の復旧に係る見積書の写し	原則2者以上の相見積もり 見積書不足理由申立書(2者以上ない場合)
6	施設・設備の位置図及び敷地内配置図等	
7	新施設の位置図、敷地内配置図、用途、構造、面積のわかる詳細図	建て替えを行う場合
8	設備の入替えを行う場合は、修理不能であることの証明書、設備比較証明書	

【定額要件】

被災事業者のうち、以下の要件をすべて満たす場合は定額補助となります。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
2. 過去数年以内に発生した災害で被害を受けた以下のいずれにも該当する事業者
 - ①被災が証明できる事業者
 - ②国等が実施した災害支援策を活用した事業者
3. 次のいずれかに該当する事業者
 - ①過去数年以内に発生した災害以降、売上高が20%以上減少している事業者
 - ②令和6年能登半島地震発生時において厳しい債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている事業者
4. 交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者
5. 今回の災害で施設・設備が被災し、その復旧及び復興を行おうとする事業者

想定活用事例①

※ 太字が本補助金の対象経費

当該地震により、製造業の要となる、工場の建物や製造ラインの設備が損壊。**工場の建物と製造ラインの設備の修繕**を行った。

想定活用事例②

当該地震により、建物が倒壊してしまった。同じ土地に同様の建物の**建て替え**を行い、再建を図った。